

山口県報

平成24年
4月27日
(金曜日)

目 次

公告

山口都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二

下関都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二

豊浦都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二

下関都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二

豊浦都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三

豊浦都市計画防火地域及び準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三

豊浦都市計画公園の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三

豊浦都市計画下水道の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三

豊浦都市計画(ごみ処理場)の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

豊浦都市計画(火葬場)の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

下関都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

宇部都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

宇部都市計画準防火地域及び山陽都市計画準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

宇部都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四

宇部都市計画(ごみ焼却場)及び山陽都市計画(ごみ焼却場)の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

山陽都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

山口都市計画用途地域、小郡都市計画用途地域及び阿知須都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

山口都市計画特別用途地区、小郡都市計画特別用途地区及び阿知須都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………五

山口都市計画準防火地域、小郡都市計画防火地域及び準防火地域並びに阿知須都市計画準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

山口都市計画道路及び小郡都市計画道路の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

山口都市計画自動車ターミナルの變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六

小郡都市計画道路の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

山口都市計画公園、小郡都市計画公園及び阿知須都市計画公園の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

山口都市計画下水道、小郡都市計画下水道及び秋穂都市計画下水道の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

小郡都市計画汚物処理場の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………七

山口都市計画(ごみ焼却場)及び阿知須都市計画(ごみ焼却場)の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………八

山口都市計画防火の施設の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………八

山口都市計画市場、阿知須都市計画市場及び秋穂都市計画市場の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………八

山口都市計画火葬場の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………八

山口都市計画(ごみ処理場)……………九

山口都市計画(火葬場)……………九

山口都市計画地区計画及び小郡都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………九

周南都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)……………九

大和都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………九

周南都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一〇

大和都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一〇

周南都市計画準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一〇

大和都市計画準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一〇

大和都市計画公園の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一一

大和都市計画下水道の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一一

大和都市計画(ごみ処理場)の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一一

周南都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一一

周南都市計画(ごみ処理場)……………一一

周南都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一二

熊毛都市計画特別用途地区の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一二

熊毛都市計画準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一二

熊毛都市計画道路の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一二

熊毛都市計画公園の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一二

熊毛都市計画緑地の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一三

熊毛都市計画(ごみ処理場)……………一三

熊毛都市計画(火葬場)……………一三

熊毛都市計画汚物処理場の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一四

熊毛都市計画(ごみ処理場)……………一四

熊毛都市計画(火葬場)……………一四

熊毛都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一四

小野田都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一四

山陽都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一四

小野田都市計画準防火地域並びに山陽都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一五

小野田都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一五

小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一六

小野田都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一六

小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一七

小野田都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一七

小野田都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一七

小野田都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一七

小野田都市計画ごみ焼却場及び山陽都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一七

小野田都市計画防火の施設の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一八

小野田都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一八

山陽都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一八

小野田都市計画土地区画整理事業及び山陽都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一八

小野田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………一九



(一四二) 山口都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による山口都市計画特定用途制限地域の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 山口都市計画特定用途制限地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課

(一四三) 下関都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 下関都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課

(一四四) 豊浦都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 下関北都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課

(一四五) 下関都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま

す。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二四六) 豊浦都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二四七) 豊浦都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二四八) 豊浦都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画公園四・四・一夢ヶ丘公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二四九) 豊浦都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画下水道下関市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一五〇) 豊浦都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画ごみ処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画ごみ処理場一豊浦豊北清掃センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五一) 豊浦都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による豊浦都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画火葬場一豊浦町斎場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五二) 下関都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関北都市計画内日地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五三) 宇部都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五四) 宇部都市計画準防火地域及び山陽都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画準防火地域及び山陽都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

二 宇部都市計画準防火地域
都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五五) 宇部都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧
宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画下水道宇部市公共下水道
二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五六) 宇部都市計画ごみ焼却場及び山陽都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧
宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画ごみ焼却場及び山陽都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画ごみ焼却場第二号桶ごみ焼却場
二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五七) 山陽都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
宇部都市計画地区計画小野田・楠企業団地区計画
二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五八) 山口都市計画用途地域、小郡都市計画用途地域及び阿知須都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧
山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画用途地域、小郡都市計画用途地域及び阿知須都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画用途地域
二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二五九) 山口都市計画特別用途地区、小郡都市計画特別用途地区及び阿知須都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧
山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画特別用途地区、小郡都市計画特別用途地区及び阿知須都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書

の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一六〇) 山口都市計画準防火地域、小郡都市計画防火地域及び準防火地域並びに阿知須都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画準防火地域、小郡都市計画防火地域及び準防火地域並びに阿知須都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画防火地域及び準防火地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六一) 山口都市計画道路及び小郡都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画道路及び小郡都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画道路三・四・二十四中園町三和町線

山口都市計画道路三・四・二十五中園町線

山口都市計画道路三・五・三十三中領新山口駅線

山口都市計画道路三・五・三十四昭和通り国森線

山口都市計画道路三・六・三十五東津山手線

山口都市計画道路三・五・四十緑黄金線

山口都市計画道路七・七・七国道二号側道一号線

山口都市計画道路七・七・八国道二号側道二号線

山口都市計画道路七・七・九国道二号側道三号線

山口都市計画道路七・七・十国道二号側道四号線

山口都市計画道路八・七・一南北駅広線

山口都市計画道路八・六・二新山口駅黄金一号線

山口都市計画道路八・六・三新山口駅黄金二号線

山口都市計画道路八・六・四新山口駅黄金三号線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六一) 山口都市計画自動車ターミナルの変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画自動車ターミナルの変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画自動車ターミナル一岡山県貨物山口トラックターミナル

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六三) 小郡都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小郡都市計画通路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画通路一新山口駅南北自由通路

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六四) 山口都市計画公園、小郡都市計画公園及び阿知須都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画公園、小郡都市計画公園及び阿知須都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画公園二・二・十八古曾公園

山口都市計画公園二・二・二十七朝田公園

山口都市計画公園二・二・二十八周布公園

山口都市計画公園二・二・二十九赤坂公園

山口都市計画公園二・二・三十宝公園

山口都市計画公園二・二・三十一板東公園

山口都市計画公園二・二・三十二下東公園

山口都市計画公園二・二・三十三元町公園

山口都市計画公園二・二・三十四上東公園

山口都市計画公園二・二・三十五朝倉公園

山口都市計画公園二・二・三十六下市公園

山口都市計画公園二・二・三十七稲葉公園

山口都市計画公園二・二・三十八北稲葉公園

山口都市計画公園二・二・三十九茅野神田公園

山口都市計画公園二・二・四十大塚公園

山口都市計画公園二・二・四十一上東第二公園

山口都市計画公園二・二・四十二針の木公園

山口都市計画公園二・二・四十三上矢原第一公園

山口都市計画公園二・二・四十四上矢原第二公園

山口都市計画公園二・二・四十五高砂公園

山口都市計画公園二・二・四十六大江公園

山口都市計画公園二・二・四十七黄金公園

山口都市計画公園二・二・四十八花園公園

山口都市計画公園二・二・四十九若草公園

山口都市計画公園二・二・五十木船公園

山口都市計画公園二・二・五十一築地公園

山口都市計画公園二・二・五十二船渡公園

山口都市計画公園二・二・五十三縄田公園

山口都市計画公園三・二・五緑公園

山口都市計画公園八・二・三井上公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六五) 山口都市計画下水道、小郡都市計画下水道及び秋穂都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画下水道、小郡都市計画下水道及び秋穂都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画下水道山口市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

山口県知事 二井 関 成

(二六六) 小郡都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小郡都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画汚物処理場一山口市環境センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六七) 山口都市計画ごみ焼却場及び阿知須都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画ごみ焼却場及び阿知須都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画ごみ焼却場二山口市阿知須清掃センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六八) 山口都市計画防火の施設の变更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画防火の施設の变更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画防火の施設一北野防火水槽

山口都市計画防火の施設二今市防火水槽

山口都市計画防火の施設三湯田前町防火水槽

山口都市計画防火の施設四日赤防火水槽

山口都市計画防火の施設五田町防火水槽

山口都市計画防火の施設六中市防火水槽

山口都市計画防火の施設七茶畑防火水槽

山口都市計画防火の施設八湯屋町防火水槽

山口都市計画防火の施設九札の辻防火水槽

山口都市計画防火の施設十 八坂防火水槽

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二六九) 山口都市計画市場、阿知須都市計画市場及び秋穂都市計画市場の变更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画市場、阿知須都市計画市場及び秋穂都市計画市場の变更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、

で、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該
図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画市場三阿知須魚市場
山口都市計画市場四秋穂地区水産物荷捌施設
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七〇) 山口都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による山口都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一
項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画火葬場一山口市嘉川斎場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七一) 山口都市計画土地画整理事業及び小郡都市計画土地画整理事業の変更
に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による山口都市計画土地画整理事業及び小郡都市計画土
地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつた
ので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当
該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画土地画整理事業小郡駅前土地画整理事業
山口都市計画土地画整理事業小郡駅前第三土地画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七二) 山口都市計画地区計画及び小郡都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの
縦覧

山口市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による山口都市計画地区計画及び小郡都市計画地区計画の
変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十
一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次
のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山口都市計画地区計画山口朝田ヒルズ地区計画
山口都市計画地区計画ウエルコリーナ山口地区計画
山口都市計画地区計画陶亀谷地区再開発地区計画
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七三) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第
一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七四) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七五) 大和都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七六) 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七七) 大和都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七八) 周南都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一七九) 大和都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八〇) 大和都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画公園二・二・一 溝呂井街区公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一八一) 大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画下水道光市流域関連公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八二) 大和都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

光市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による大和都市計画ごみ処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画ごみ処理場一周南東部環境施設組合リサイクルセンター
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八三) 周南都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第

一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。
平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八四) 熊毛都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。
平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八五) 周南都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。
平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画特別用途地区
都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八六) 熊毛都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。
平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一八七) 熊毛都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画準防火地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。
平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南東都市計画準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二八八) 熊毛都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画道路七・六・五百一本町一号线

周南東都市計画道路七・六・五百二本町二号线

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二八九) 熊毛都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画公園二・二・五百一勝間街区公園

周南東都市計画公園二・二・五百二高水街区公園

周南東都市計画公園二・二・五百三つるみ台街区公園

周南東都市計画公園二・二・五百四清光台街区公園

周南東都市計画公園二・二・五百五自由が丘街区公園

周南東都市計画公園二・二・五百六幸が丘街区公園

周南東都市計画公園二・二・五百七緑ヶ丘街区公園

周南東都市計画公園三・三・五百一熊毛中央公園

周南東都市計画公園三・三・五百二勝間ふれあい公園

周南東都市計画公園三・三・五百三三丘徳修公園

周南東都市計画公園三・三・五百四高水近隣公園

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二九〇) 熊毛都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画緑地五百一大河内緑地

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二九一) 熊毛都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画下水道周南市流域関連公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九二) 熊毛都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

熊毛都市計画汚物処理場一玖西環境衛生センター

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九三) 熊毛都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画土地区画整理事業中央土地区画整理事業

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九四) 熊毛都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による熊毛都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

る同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

周南東都市計画地区計画夢ヶ丘地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九五) 小野田都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画用途地域及び山陽都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画用途地域

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九六) 山陽都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一九七) 小野田都市計画準防火地域並びに山陽都市計画防火地域及び準防火地域の變更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画準防火地域並びに山陽都市計画防火地域及び準防火地域の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一九八) 小野田都市計画風致地区の變更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画風致地区の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画風致地区縄地ヶ鼻風致地区
山陽小野田都市計画風致地区本山岬風致地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九九) 小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路の變更に係る図書の写しの縦覧
山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画道路及び山陽都市計画道路の變更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
山陽小野田都市計画道路三・四・三旭町後瀧線
山陽小野田都市計画道路三・五・六本町小野田港線
山陽小野田都市計画道路三・五・九桜町線
山陽小野田都市計画道路三・六・十港長沢線
山陽小野田都市計画道路三・六・十一江の尻汐止線
山陽小野田都市計画道路三・六・十二古開作中通線
山陽小野田都市計画道路三・六・十三新開作中通線
山陽小野田都市計画道路三・六・十五野来見線
山陽小野田都市計画道路三・六・十七本山線
山陽小野田都市計画道路三・五・十八山手二号線
山陽小野田都市計画道路三・六・二十江の内線
山陽小野田都市計画道路三・四・二十五峠山川線
山陽小野田都市計画道路三・四・二十八大知田桜線
山陽小野田都市計画道路三・四・二十九大知田野中線
山陽小野田都市計画道路三・四・三十大沖田下野田線
山陽小野田都市計画道路三・四・三十一上河原印行線
山陽小野田都市計画道路三・四・三十二殿町野中線
山陽小野田都市計画道路三・四・三十四沖代西系根線
山陽小野田都市計画道路三・五・三十七木ノ坪桜線
山陽小野田都市計画道路三・五・三十八木ノ坪線
山陽小野田都市計画道路七・七・一山手一号線

- 山陽小野田都市計画道路七・七・二山手三号線
- 山陽小野田都市計画道路八・七・二桜川通線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

(二〇〇) 小野田都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画駐車場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画駐車場一 小野田駅北自転車駐車場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

(二〇一) 小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画公園及び山陽都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画公園二・二・一 日の出公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二 高千帆公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三 旭町公園

- 山陽小野田都市計画公園二・二・四 目出公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・五 桜町公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・六 千代町公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・七 丸内公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・八 港町公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・九 野来見公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十 西の浜公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十一 笹尾公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十二 上の台公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十三 大浜公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十四 大須恵公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十五 ひばりが丘公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十六 西の浜二号公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十七 えびす公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十八 掃山公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・十九 松浜一号公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十 松浜二号公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十一 叶松公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十二 有帆公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十三 巨公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十四 高千帆ふれあい公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十五 浜田公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十六 西高泊公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十七 常盤公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十八 殿町公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・二十九 寝太郎公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十 厚陽公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十一 浜崎公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十二 厚陽団地公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十三 西善寺公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十四 緑ヶ原公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十五 西側公園
- 山陽小野田都市計画公園二・二・三十六 大沖田公園
- 山陽小野田都市計画公園二・三・一 杵築公園

- 一 山陽小野田都市計画公園三・三・二本山岬公園
- 山陽小野田都市計画公園四・四・一若山公園
- 山陽小野田都市計画公園四・三・二小野田中央公園
- 山陽小野田都市計画公園四・四・三縄地ヶ鼻公園
- 山陽小野田都市計画公園四・四・四系根公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

(二〇二) 小野田都市計画緑地の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画緑地の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画緑地二東沖緑地
- 山陽小野田都市計画緑地三新沖緑地
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

(二〇三) 小野田都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画下水道及び山陽都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画下水道山陽小野田市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

(二〇四) 小野田都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画汚物処理場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画汚物処理場一山陽小野田市小野田浄化センター
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課

(二〇五) 小野田都市計画ごみ焼却場及び山陽都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画ごみ焼却場及び山陽都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
- 山陽小野田都市計画ごみ焼却場一山陽小野田市環境衛生センター
- 山陽小野田都市計画ごみ焼却場二山陽小野田市清掃工場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二〇六) 小野田都市計画防火の施設の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画防火の施設の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 小野田都市計画防火の施設一第一号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第二号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第三号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第四号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第五号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第六号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第七号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第八号水槽
 - 小野田都市計画防火の施設一第九号水槽
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二〇七) 小野田都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画市場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 山陽小野田都市計画市場一山陽小野田市地方卸売市場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二〇八) 山陽都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画火葬場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 山陽小野田都市計画火葬場一山陽小野田市山陽斎場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二〇九) 小野田都市計画土地区画整理事業及び山陽都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画土地区画整理事業及び山陽都市計画土地区画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

- 山陽小野田都市計画土地区画整理事業厚狭駅南部地区土地区画整理事業
 - 山陽小野田都市計画土地区画整理事業小野田駅前土地区画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一〇) 小野田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

山陽小野田都市計画地区計画小野田・楠企業団地地区地区計画

山陽小野田都市計画地区計画船越地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

平成二十四年四月二十七日印刷

発行人所

山口県知事庁